

山鹿市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第20号

山鹿市国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市国民健康保険税の減免に関する規則（平成21年山鹿市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「第23条第1号」を「第23条第1項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同項第3号中「第23条第1号」を「第23条第1項第1号」に、「第23条第3号」を「第23条第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。